

目的	過疎対策事業債を活用して浜松市過疎地域持続的発展計画に登載する事業を実施し、ハード・ソフト両面から、過疎対策を推進する。																																
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年の合併以前から、過疎 4 地域（春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域）は、それぞれ過疎計画を策定して、過疎対策に取り組んできた。</li> <li>過疎地域自立促進特別措置法が令和 3 年 3 月末をもって失効し、令和 3 年 4 月 1 日に新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行された。</li> <li>本市は、過疎地域の財政力要件を満たしていないが、過疎地域とみなされる区域を有する特定市町として 6 年間の経過措置を受けることとなった。</li> </ul>																																
事業内容	<p>1 浜松市過疎地域持続的発展計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間：令和 3 年度～令和 8 年度</li> <li>対象地域：春野地域、佐久間地域、水窪地域、龍山地域</li> <li>内 容：①過疎地域の概要、人口及び産業の推移、発展に向けた基本方針などの基本的な事項 ②移住・定住など 11 分野における事業計画</li> </ul> <p>2 9 月補正の概要</p> <p>(1) 過疎対策事業債の活用 498,700 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過疎地域持続的発展計画に基づく令和 3 年度ハード事業に対し、市債を充当 339,700 千円（当初予算計上事業の財源補正及び一部事業を追加）</li> <li>過疎地域持続的発展事業基金の積立金に対し、市債を充当 159,000 千円（令和 4 年度以降のソフト事業の財源として基金に積立て）</li> </ul> <p>(2) 過疎地域持続的発展事業基金の活用 137,285 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過疎地域持続的発展計画に基づく令和 3 年度ソフト事業に対し、基金を充当（当初予算計上事業の財源補正）</li> </ul> <p>3 過疎対策事業債の発行限度額</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハード分</td> <td>478.8</td> <td>478.8</td> <td>478.8</td> <td>383.0</td> <td>335.1</td> <td>239.4</td> <td>2,393.9</td> </tr> <tr> <td>ソフト分</td> <td>159.0</td> <td>146.6</td> <td>121.8</td> <td>97.0</td> <td>72.2</td> <td>47.4</td> <td>644.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>637.8</td> <td>625.4</td> <td>600.6</td> <td>480.0</td> <td>407.3</td> <td>286.8</td> <td>3,037.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ハード分は、各年度発行額の弾力的運用が可能のため、令和 8 年度まで平準化を図りながら対象事業に充当していく。</p>	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計	ハード分	478.8	478.8	478.8	383.0	335.1	239.4	2,393.9	ソフト分	159.0	146.6	121.8	97.0	72.2	47.4	644.0	合計	637.8	625.4	600.6	480.0	407.3	286.8	3,037.9
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計																										
ハード分	478.8	478.8	478.8	383.0	335.1	239.4	2,393.9																										
ソフト分	159.0	146.6	121.8	97.0	72.2	47.4	644.0																										
合計	637.8	625.4	600.6	480.0	407.3	286.8	3,037.9																										

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	地方自治・ 都市経営	5,716	0	0	0	5,716

※外国人学習支援センター運営事業 4,037 千円、地域共生推進事業 1,679 千円の合計

目的	浜松地域で今後活躍が期待される外国人材の受入れ促進を図るとともに、地域社会への定着を促し、活躍できる環境づくりに取り組む。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次浜松市多文化共生都市ビジョンにおいて、地域社会で活躍する外国人材の受入れは重点施策に位置付けられている。</li> <li>・市経済界においても高度外国人材活用を推進しており、令和元年度に行った市内599事業所への調査では、半数以上(52.5%)が今後外国人材の活用を希望し、雇用する外国人材への日本語教育に対する市の財政支援を望む声も多い。</li> </ul>
事業内容	<p>1 外国人材活躍宣言事業所認定事業 1,679 千円 外国人材を積極的に活用している事業所を認定するとともに、その取組や事業所名を公表することにより、外国人材の確保・定着・活躍促進並びに就労環境向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定特権 認定証授与・取組紹介・外国人材活躍促進のためのアドバイザー派遣等</li> <li>・認定期間 認定日から2年経過後の最初の3月31日まで</li> </ul> <p>2 外国人材等日本語学習支援事業 4,037 千円 活躍が期待される留学生等外国人材の就職後の定着促進のため、日本語能力試験N2※以上の認定取得に要する経費を負担する事業者を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業者 市内に営業所・事務所を有する法人又は市内で事業を営む者</li> <li>・補助対象経費 事業所が負担した日本語学校就学に要する経費の1/2以内(上限400千円)</li> <li>・主な補助要件 ①事業所が外国人材等の日本語学校就学経費を全額負担すること ②外国人材が日本語学校指定課程を修了し、日本語能力試験N2以上の認定を取得すること ③②の認定取得後、外国人材等を正規雇用していること</li> </ul> <p>※日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語がある程度理解することができるレベル</p>

外国人材活躍促進のための新たな事業展開





# マイナンバーカード申請サポート事業

市民部市民生活課  
電話: 457-2130

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	安全・安心・ 快適	100,057	100,057	0	0	0

※ (市民窓口費) 会計年度任用職員 13,152 千円、戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等事業 86,905 千円の合計

目的	マイナンバーカードの取得を推進するため、来客の多い場所での申請サポートを実施する。								
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年1月、庁内においてプロジェクトチームを立ち上げ、商業施設や SNS 等を活用した広報の実施、民間企業と連携した利活用の検討を開始した。</li> <li>国が示す「令和4年度末までに、ほとんどの国民がマイナンバーカードを所有する状態」を目指し、マイナンバーカード普及率向上に取り組んでいる。</li> <li>国のマイナポイント事業が令和3年4月末で終了し、申請数が減少している。</li> </ul>								
事業内容	<p>1 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書貼付用の写真撮影から現像までを現地で行う</li> <li>マイナンバーカード申請書の記入を手伝い、投函してもらう</li> </ul> <p>2 実施場所等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会場</th> <th>実施期間及び時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7区役所</td> <td>120日 (10/1~3/31 平日のみ 8:30~17:15)</td> </tr> <tr> <td>イオン (市野、志都呂)</td> <td>121日 (12/1~3/31 全日 10:00~18:00)</td> </tr> <tr> <td>確定申告会場 (国税、市税)</td> <td>21日 (2/16~3/15 指定された日 9:00~16:00)</td> </tr> </tbody> </table>	会場	実施期間及び時間	7区役所	120日 (10/1~3/31 平日のみ 8:30~17:15)	イオン (市野、志都呂)	121日 (12/1~3/31 全日 10:00~18:00)	確定申告会場 (国税、市税)	21日 (2/16~3/15 指定された日 9:00~16:00)
会場	実施期間及び時間								
7区役所	120日 (10/1~3/31 平日のみ 8:30~17:15)								
イオン (市野、志都呂)	121日 (12/1~3/31 全日 10:00~18:00)								
確定申告会場 (国税、市税)	21日 (2/16~3/15 指定された日 9:00~16:00)								



チラシ配布等で案内



申請書の記入サポート



申請書貼付用の  
写真撮影・現像

住居確保給付金事業

健康福祉部福祉総務課  
電話: 457-2032

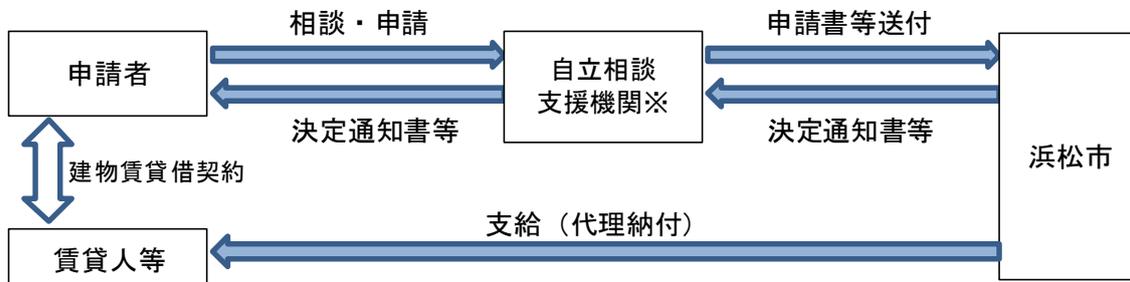
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	44,504	33,378	0	0	11,126

※生活困窮者自立支援事業 44,504 千円

目的	経済的に困窮し、住居を喪失した人又は住居を喪失するおそれのある人に対し、住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。																					
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況を踏まえ、令和2年4月以降、住居確保給付金の支給要件が段階的に緩和されている。</li> <li>・令和3年1月に支給期間を延長する改正が実施されたこと等により、本年度4月から6月までにおける支給実績が、当初想定 of 121件/月を上回る225件/月となった。</li> </ul>																					
事業内容	<p>1 住居確保給付金の支給件数見込み 令和3年度支給件数（見込）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3 当初</th> <th>9月補正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給件数（件）</td> <td>1,081</td> <td>2,246</td> </tr> <tr> <td>支給額（千円）</td> <td>43,240</td> <td>87,744</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 支給要件の緩和 住居確保給付金にかかる省令の改正（要件の緩和）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期間</td> <td>原則3か月間、 最長9か月間</td> <td>最長12か月間まで延長可能</td> <td>令和3年1月1日</td> </tr> <tr> <td>再支給</td> <td>解雇された 場合のみ可</td> <td>解雇以外の場合でも、 3か月に限り再支給可</td> <td>令和3年2月1日</td> </tr> </tbody> </table>		R3 当初	9月補正後	支給件数（件）	1,081	2,246	支給額（千円）	43,240	87,744		改正前	改正後	適用日	期間	原則3か月間、 最長9か月間	最長12か月間まで延長可能	令和3年1月1日	再支給	解雇された 場合のみ可	解雇以外の場合でも、 3か月に限り再支給可	令和3年2月1日
	R3 当初	9月補正後																				
支給件数（件）	1,081	2,246																				
支給額（千円）	43,240	87,744																				
	改正前	改正後	適用日																			
期間	原則3か月間、 最長9か月間	最長12か月間まで延長可能	令和3年1月1日																			
再支給	解雇された 場合のみ可	解雇以外の場合でも、 3か月に限り再支給可	令和3年2月1日																			

住居確保給付金事業の流れ



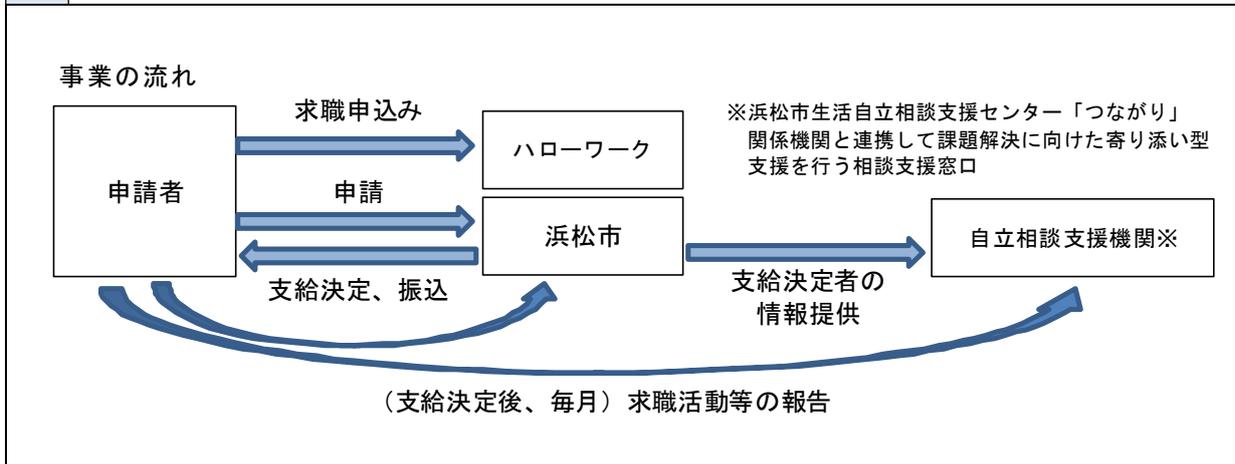
※浜松市生活自立相談支援センター「つながり」  
関係機関と連携して課題解決に向けた寄り添い型支援を行う相談支援窓口

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	45,386	45,386	0	0	0

※（社会福祉総務費）人件費 974 千円、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 44,412 千円の合計

目的	新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対して、自立支援金を支給することにより、就労による自立を促す。								
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯への支援策として行われてきた緊急小口資金や総合支援資金等の特例貸付などについて、再貸付が終了するなど利用できない世帯が存在する。</li> <li>国は、困窮世帯に対する支援策として、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度を創設した。</li> </ul>								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">条件</td> <td>下記のいずれかに該当する世帯であること ①総合支援資金の再貸付が終了済または11月までに終了予定 ②自立支援機関の支援不決定により、総合支援資金の再貸付を不申請 ③総合支援資金の再貸付が不承認</td> </tr> <tr> <td>収入要件</td> <td>世帯全員の申請月の収入が、次の①と②の合計額を超えないこと ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額</td> </tr> <tr> <td>資産要件</td> <td>世帯全員の預貯金等の資産が収入要件①の6倍（上限100万円）以下</td> </tr> <tr> <td>求職活動等要件</td> <td>今後の生活の自立に向けて、次のいずれかの活動を行うこと ・公共職業安定所での求職活動 ・生活保護の申請</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支給額 単身世帯：6万円／月、2人世帯：8万円／月、3人以上世帯：10万円／月</li> <li>支給期間 3か月間</li> <li>申請期間 令和3年7月1日から令和3年11月30日まで</li> </ul>	条件	下記のいずれかに該当する世帯であること ①総合支援資金の再貸付が終了済または11月までに終了予定 ②自立支援機関の支援不決定により、総合支援資金の再貸付を不申請 ③総合支援資金の再貸付が不承認	収入要件	世帯全員の申請月の収入が、次の①と②の合計額を超えないこと ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額	資産要件	世帯全員の預貯金等の資産が収入要件①の6倍（上限100万円）以下	求職活動等要件	今後の生活の自立に向けて、次のいずれかの活動を行うこと ・公共職業安定所での求職活動 ・生活保護の申請
条件	下記のいずれかに該当する世帯であること ①総合支援資金の再貸付が終了済または11月までに終了予定 ②自立支援機関の支援不決定により、総合支援資金の再貸付を不申請 ③総合支援資金の再貸付が不承認								
収入要件	世帯全員の申請月の収入が、次の①と②の合計額を超えないこと ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12 ②生活保護の住宅扶助基準額								
資産要件	世帯全員の預貯金等の資産が収入要件①の6倍（上限100万円）以下								
求職活動等要件	今後の生活の自立に向けて、次のいずれかの活動を行うこと ・公共職業安定所での求職活動 ・生活保護の申請								



# 高齢者施設等における防災改修等整備費助成事業

健康福祉部介護保険課  
電話:457-2787

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	153,423	115,080	38,200	0	143

※関連課 健康福祉部高齢者福祉課 (電話:457-2886)

※介護サービス提供基盤整備費助成事業 85,930千円、老人福祉施設等整備費助成事業 67,493千円の合計

目的	高齢者施設等における防災改修等（非常用自家発電設備整備、大規模修繕）に対する助成により、施設防災体制を強化する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により非常用自家発電設備整備等の改修を促進している。</li> <li>・対象事業について各施設に照会した結果、延べ10施設から整備希望があった。</li> </ul>
事業内容	<p>高齢者施設等における防災・減災対策推進のための設備整備及び大規模修繕にかかる経費を助成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常用自家発電設備の整備 135,931千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員29人以下の小規模事業所 2施設 地域密着型特別養護老人ホーム、認知症対応型通所介護事業所</li> <li>・定員30人以上の大規模事業所 5施設 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院</li> </ul> </li> <li>2 大規模修繕 17,492千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員29人以下の小規模事業所 3施設 認知症高齢者グループホーム</li> </ul> </li> </ol>

非常用自家発電設備



大規模修繕（外壁修繕）



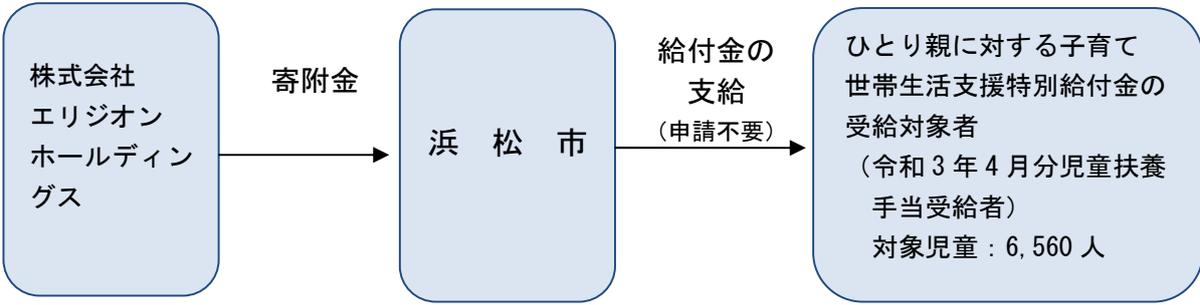
# ひとり親家庭等自立支援手当支給事業

こども家庭部子育て支援課  
電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	197,853	0	0	197,853	0

※財源（その他）一般寄附金 197,853 千円

目的	市内企業からの寄附金を活用し、低所得のひとり親世帯に対する生活支援のための支援金を支給する。
背景	市内企業より新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済的に厳しい家庭が増えている中、将来がある子どもたちに援助をしたいとの寄附申出があった。
事業内容	<p>1 支給対象者 令和3年6月29日時点における国の新型コロナウイルス感染症緊急対策に伴う、ひとり親に対する子育て世帯生活支援特別給付金の受給者 (令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方) 支給対象児童数: 6,560人</p> <p>2 支給額 支給対象児童1人につき、3万円</p> <p>3 寄附概要 (1) 寄附金額 2億円 (2) 寄附者 株式会社エリジオンホールディングス</p>
事業スキーム	
 <pre> graph LR     A[株式会社エリジオンホールディングス] -- 寄附金 --&gt; B[浜松市]     B -- "給付金の支給 (申請不要)" --&gt; C["ひとり親に対する子育て世帯生活支援特別給付金の受給対象者 (令和3年4月分児童扶養手当受給者) 対象児童: 6,560人"]             </pre>	
<p>支給日: 令和3年7月28日 (支給済)</p>	

# 児童手当支給事業

こども家庭部子育て支援課  
電話: 457-2792

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	808,750	808,750	0	0	0

※ (子ども保護対策費) 人件費 780 千円、(家庭福祉費) 会計年度任用職員人件費 6,713 千円、児童手当支給事業 801,257 千円の合計

目的	新型コロナウイルス感染症対策として、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し生活支援特別給付金を支給する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年5月28日、国において「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給が決定した。</li> <li>国は、児童手当等受給・非課税者への支給について、令和3年度の市民税均等割の課税状況が判明し次第、速やかに支給するよう求めている。</li> </ul>
事業内容	<p>1 支給対象者 ひとり親世帯以外で以下の要件の両方に当てはまる方</p> <p>(1) 養育要件 令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母等（令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象）</p> <p>(2) 所得要件 ・令和3年度市民税（均等割）非課税 ・令和3年1月1日以降の収入が市民税非課税相当の収入に急変</p> <p>2 支給額 児童1人当たり一律5万円</p>
事業スキーム	
<pre> graph LR     A[浜松市] -- "給付金の支給 (申請不要)" --&gt; B["(1) 児童手当・特別児童扶養手当 受給者"]     C["(1) 児童手当・特別児童扶養手当 受給者"] -- "①申請 (※)" --&gt; A     A -- "②支給要件を審査し、 給付金の支給" --&gt; D["(2) 高校生のみの養育者 (3) 家計急変者"]     </pre>	
<p>※高校生のみの養育者・家計急変者については、随時申請</p> <p>受付開始 令和3年7月26日（月） 支給開始 令和3年9月下旬 申請期限 令和4年3月15日（火）</p>	

# AI を活用した保育施設入所選考システムの導入

こども家庭部幼児教育・保育課  
電話: 457-2827

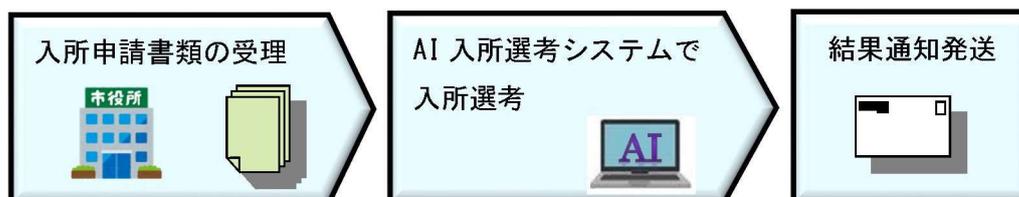
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	19,814	15,316	0	0	4,498

※保育事業デジタル運営経費 19,814 千円

目的	認可保育所等への入所選考について、AI 選考システムを導入し、市民サービス及び作業効率の向上を図る。		
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年4月に待機児童ゼロを達成したものの、保留児童は435人おり、申込児童数も増加傾向で、保育需要は依然高い状態である。</li> <li>待機児童ゼロの継続及び保留児童の解消を図るためには、入所希望施設数の上限拡充などにより、マッチング率を向上する必要がある、より複雑な選考方法に対応したAIの活用が必要である。</li> </ul>		
事業内容	1 現状と導入効果		
	現状	R4 年度から	
	導入効果		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>エクセルによる手動選考</li> <li>入所希望施設最大3施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>AIによる自動選考</li> <li>入所希望施設最大10施設に拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所希望施設数の拡充によるマッチング率向上</li> <li>業務の効率化</li> </ul>
	2 実施スケジュール		
	令和3年10月~12月	事業者選定	
	令和4年1月~3月	AI選考システム構築	
	令和4年4月~9月	試行(現行の選考との比較検証)	
	令和4年10月~	本格稼働	

## 導入後イメージ



# 新型コロナウイルスワクチン接種事業

健康福祉部健康増進課  
電話: 453-6130

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	2,309,209	2,309,209	0	0	0

目的	<p>新型コロナウイルスワクチン接種の実施体制を整備し、市民に対して予防接種を実施することにより、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図る。</p>												
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年12月の「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律等」の施行により予防接種法上の臨時接種に特例が設けられ、新型コロナウイルス感染症に対する予防接種を市町村において実施し、接種費用全額を国が負担することとなった。</li> <li>令和3年度に入り、国は新型コロナウイルスワクチン接種の体制を拡充するため、高齢者接種の前倒しに要する経費や、時間外及び休日接種にかかる接種費用の上乗せなど財政支援を追加した。</li> </ul>												
事業内容	<p>1 主な内容</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 時間外接種 730円/回、休日接種 2,130円/回の上乗せ</td> <td style="text-align: right;">713,514千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 集団接種会場従事医師等費用</td> <td style="text-align: right;">641,516千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 集団接種会場設営・運営</td> <td style="text-align: right;">471,050千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 新型コロナワクチン接種記録システムへの予診票読取費用</td> <td style="text-align: right;">216,720千円</td> </tr> <tr> <td>(5) コールセンター拡充費用</td> <td style="text-align: right;">177,766千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 集団接種に従事する診療所に対する協力金</td> <td style="text-align: right;">79,000千円</td> </tr> </table> <p>2 現状(8月24日時点)</p> <p>(1) 直近の接種率 高齢者: 1回目 92.08%、2回目 86.95% 全世代: 1回目 52.01%、2回目 35.75% ※対象者: 令和2年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口</p> <p>(2) 1日あたりの接種件数: 約10,000件</p> <p>(3) 集団接種会場: 全5会場(浜松市総合産業展示館、ザザシティ浜松等)</p> <p>(4) 今後の接種体制 個別接種医療機関及びザザシティ浜松(モデルナ)、産業展示館(ファイザー)の大規模会場を主会場とした集団接種にて、8月末までは1万回/日、その後、9月は9千回/日、10月は6千回/日の体制で進める。</p>	(1) 時間外接種 730円/回、休日接種 2,130円/回の上乗せ	713,514千円	(2) 集団接種会場従事医師等費用	641,516千円	(3) 集団接種会場設営・運営	471,050千円	(4) 新型コロナワクチン接種記録システムへの予診票読取費用	216,720千円	(5) コールセンター拡充費用	177,766千円	(6) 集団接種に従事する診療所に対する協力金	79,000千円
(1) 時間外接種 730円/回、休日接種 2,130円/回の上乗せ	713,514千円												
(2) 集団接種会場従事医師等費用	641,516千円												
(3) 集団接種会場設営・運営	471,050千円												
(4) 新型コロナワクチン接種記録システムへの予診票読取費用	216,720千円												
(5) コールセンター拡充費用	177,766千円												
(6) 集団接種に従事する診療所に対する協力金	79,000千円												
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【市民(接種対象者)】</p>  <p>接種券</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【接種予約】</p>  <p>コールセンター WEB(LINE)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【接種場所】</p>  <p>病院や診療所など 公共施設や商業施設</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【ワクチン接種】</p>  <p>Vaccine</p> </div> </div>													

(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
農林水 産業費	産業経済	4,000	4,000	0	0	0

目的	地震による被災の影響が大きいため池の耐震性の点検を行い、必要に応じて耐震豪雨対策を実施することにより、地域住民の生命、財産を守る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が管理するため池 34 か所のうち、防災重点ため池 18 か所に対して地質調査及び耐震豪雨対策照査を行い、耐震豪雨対策の必要性を検証する必要がある。</li> <li>・耐震豪雨対策照査については、令和 3 年 3 月に国の「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き」に、新たに劣化状況評価が追加された。</li> <li>・ため池地質調査については、令和 3 年 5 月に県の「ため池耐震点検・調査の留意点」の改正があり、1 池あたり 3 か所のボーリング調査を行う必要が生じた。</li> </ul>
事業内容	<p>1 実施内容 令和 3 年度に実施しているため池の耐震豪雨対策調査に、劣化状況評価及びボーリング調査を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劣化状況評価 1,870 千円 (935 千円×2 池)</li> <li>・ボーリング調査 2,130 千円 (1 か所追加×2 池)</li> </ul> <p>2 対象 赤堀田池 (北区都田町)、清水の谷池 (浜北区根堅) ※防災重点ため池 18 か所に対する調査は令和 4 年度完了予定</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>赤堀田池</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>清水の谷池</p> </div> </div>

# 地域経済循環創造事業費補助金

産業部産業振興課  
電話: 457-2096

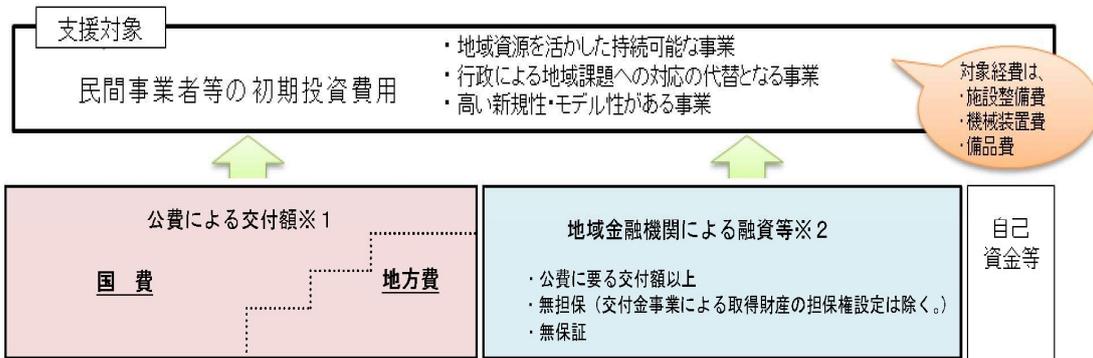
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
商工費	産業経済	20,000	10,000	0	0	10,000

※商業振興支援事業 20,000 千円

目的	民間事業者等が地域金融機関等と連携し、地域資源を活かした事業を立ち上げる際に必要となる経費の一部を助成することで、先進的で持続可能な事業の創出を促進する。												
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、産学官金連携のもと、地域の資源と資金を活用して雇用吸収力の大きい地域密着型の事業を全国各地で立ち上げる「ローカル 10,000 プロジェクト」を推進している。</li> <li>・中山間地域において、商業施設の撤退や商店街の衰退が課題となっている。</li> </ul>												
事業内容	<p>地域経済循環創造事業費補助金の創設</p> <p>1 補助対象者 国の地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト）の交付対象事業を実施する民間事業者等</p> <p>2 補助対象経費 施設整備費、機械装置費、備品費</p> <p>3 補助上限額等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>融資額(公費による交付額比)</th> <th>補助上限額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同額以上 1.5 倍未満</td> <td>2,500 万円</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>1.5 倍以上 2 倍未満</td> <td>3,500 万円</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>2 倍以上</td> <td>5,000 万円</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国が 1/2 負担</p> <p>4 想定する事業等 天竜ファミリータウン再生による中山間地域活性化事業</p>	融資額(公費による交付額比)	補助上限額	補助率	同額以上 1.5 倍未満	2,500 万円	1/2	1.5 倍以上 2 倍未満	3,500 万円	1/2	2 倍以上	5,000 万円	1/2
融資額(公費による交付額比)	補助上限額	補助率											
同額以上 1.5 倍未満	2,500 万円	1/2											
1.5 倍以上 2 倍未満	3,500 万円	1/2											
2 倍以上	5,000 万円	1/2											

## 地域経済循環創造事業（ローカル 10,000 プロジェクト）事業スキーム



※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円  
 ※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

# 家康プロジェクト推進事業

産業部観光・シティプロモーション課  
電話: 457-2295

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
商工費	産業経済	62,395	0	0	0	62,395

目的	大河ドラマ「どうする家康」の放送決定を契機とし、徳川家康公ゆかりの地としての本市の魅力を発信し、観光誘客及び地域活性化を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年1月から大河ドラマ「どうする家康」の放送が決定した。</li> <li>・ 本市は家康公ゆかりの地「出世の街 浜松」としてシティプロモーションを推進しており、浜松城、浜松元城町東照宮などの史跡や家康公にまつわるストーリーが歴史資源として蓄積されている。</li> </ul>
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大河ドラマ館の設置 54,395 千円 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内 容 展示・物販スペース等を設けたドラマ館の設計、設置、管理及び撤去</li> <li>・ 場 所 旧元城小学校跡地</li> <li>・ 開 設 令和5年1月予定</li> </ul> </li> <li>2 特設WEBサイト制作等 8,000 千円 本市における家康公ゆかりの歴史資源や観光情報等を発信する特設WEBサイト、のぼり旗・ロゴ等の制作</li> <li>3 債務負担行為の設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事 項 大河ドラマ館等設置管理撤去業務委託費</li> <li>・ 期 間 令和3年度から令和5年度まで</li> <li>・ 限度額 489,555 千円</li> </ul> </li> </ol>

※設置イメージ（鹿児島市が設置した大河ドラマ館）



# テレワークパーク拡充整備事業

産業部観光・シティプロモーション課  
電話: 457-2295

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
商工費	産業経済	34,500	26,669	0	0	7,831

※関連課 都市整備部公園管理事務所 (電話: 473-1829)

※新しい生活様式支援事業 多拠点居住推進事業 24,200 千円、公園施設改良事業 47,142 千円の一部の合計

目的	公共施設等の駐車場をコワーキングスペースとして活用し、車内で仕事を行う新たな働き方を推進する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、テレワークの需要は拡大している。</li> <li>令和2年11月から、公共施設駐車場で浜松テレワークパーク実証事業を開始。 令和2年11月～: 弁天島海浜公園、旧浜松魅力発信館 The GATE HAMAMATSU 令和3年5月～: 浜松城公園</li> </ul>
事業内容	<p>公共施設の駐車場をコワーキングスペースとして活用するための浜松テレワークパーク事業実施場所の拡充整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>整備数 10か所</li> <li>整備先 浜松城公園(改修)、佐鳴湖公園、舞阪表浜駐車場、遠州灘海浜公園、都田総合公園、船明ダム運動公園などを予定</li> <li>主な設備 電源盤、専用区画など</li> <li>関連整備 感染症対策としての公園トイレ洋式化を実施</li> </ol>

車内イメージ



テレワークパークの状況



電源盤イメージ



(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	641,983	694	104,500	0	536,789

※関連課 土木部道路保全課 (電話:457-2425)、土木部河川課 (電話:457-2451)

目的	道路・河川の老朽化対策、適正な維持管理、近年頻発化する自然災害への対策や、道路ネットワークの整備を実施することにより、防災・減災・国土強靱化を強力に推進するとともに、市民の安全・安心・快適な生活基盤づくりを進める。
背景	近い将来、一斉に更新時期を迎える多数の道路施設を適正に管理し、産業・観光の発展を支え、持続可能な都市形成を図るため、着実な道路・河川の整備・修繕が必要である。
事業内容	<p>道路、河川の緊急的な維持補修や排水対策等に要する経費を追加する。</p> <p>1 道路事業 633,983千円 (債務1,078,000千円)</p> <p>(1) 安全安心対策 633,983千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路等の整備 38,500千円</li> <li>・道路照明灯の更新 54,000千円</li> <li>・道路の防災対策 45,000千円</li> <li>・過疎対策道路整備・修繕 105,000千円</li> <li>・道路の側溝新設等 20,983千円</li> <li>・道路側溝、舗装の修繕 83,000千円</li> <li>・橋りょうの修繕 7,500千円</li> <li>・道路小破修繕 280,000千円</li> </ul> <p>(2) その他 0千円 (債務1,078,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう修繕事業 0千円 (債務520,000千円)</li> <li>・三遠南信自動車道関連整備事業 0千円 (債務558,000千円)</li> </ul> <p>2 河川事業 8,000千円 (債務13,000千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支障木の撤去工事 8,000千円</li> <li>・河川洪水浸水想定区域図作成 0千円 (債務13,000千円)</li> </ul>



▲ (県) 館山寺鹿谷線 歩道整備事業



着手前

完成イメージ

▲ (県) 水窪森線 法面崩壊 (落石) 対策

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	債務負担 行為限度額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	13,000	0	0	0	13,000

※事項: 二級河川段子川ほか4河川洪水浸水想定区域図作成業務委託費  
期間: 令和4年度まで 限度額: 13,000千円

目的	河川氾濫から人的被害を軽減するため、洪水浸水想定区域図を作成し、適切な水害リスク情報を提供する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年7月、水防法を改正する法律が施行された。</li> <li>法の改正により、円滑・迅速な避難確保等が必要な河川として、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない一級、二級河川が洪水浸水想定区域の指定対象に追加され、市管理の二級5河川の洪水浸水想定区域図作成が必要となった。</li> </ul>
事業内容	<p>1 内容 市管理の二級5河川において、想定最大規模の洪水時に応じた氾濫解析を実施し、洪水浸水想定区域図（浸水が想定される範囲や浸水深を表示した図）を作成する。</p> <p>2 対象 段子川、権現谷川、九領川、北裏川、御陣屋川（総河川延長 16.62 km）</p>



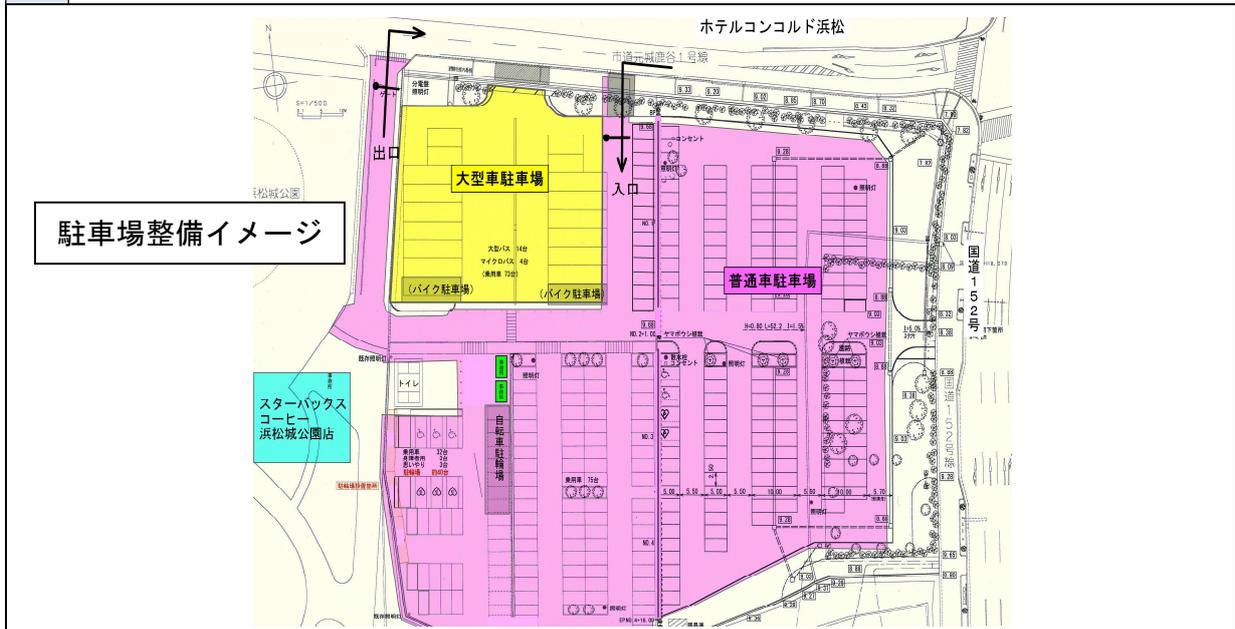
洪水浸水想定区域作成済: 天竜川、馬込川、芳川、都田川、安間川、阿多古川、井伊谷川、釣橋川、二俣川、気田川、水窪川の11河川

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	補正額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	36,842	0	0	0	36,842

※公園施設改良事業 47,142 千円の一部

目的	浜松城公園駐車場の有料化により駐車場利用の適正化を図るとともに、老朽化の進む浜松城天守閣の整備により観光振興及び地域経済の活性化を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜松城公園は中心市街地に近接する公園のため、公園利用者以外の利用が散見され、公園利用者が駐車場を利用できない時がある。</li> <li>・浜松城天守閣は昭和33年4月26日(1958年)に復元されてから築63年となり、天守閣外装の老朽化が進んでいる。</li> </ul>
事業内容	<p>1 浜松城公園駐車場有料化に向けた整備 31,991 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用時間 普通自動車:8時00分から21時30分 ※24時間出庫可能 大型自動車:8時00分から17時00分</li> <li>・利用料金 普通自動車:90分無料 以後100円/30分 土、日、祝日は上限額(520円)を設定 ※有料の公園施設等利用者には60分無料を付加 大型自動車:1,000円/回</li> <li>・有料化開始:令和4年3月1日予定</li> </ul> <p>2 浜松城天守閣老朽化に伴う外装改修 4,851 千円 令和5年1月の大河ドラマ館オープンに合わせた天守閣改修にかかる調査設計</p>



学校給食費公会計化事業

学校教育部健康安全課  
電話: 457-2422

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	債務負担 行為変更額	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	子育て・教育	3,577,987	0	0	3,577,987	0

※事項: 学校給食食材調達業務委託費

期間: 令和4年度まで

※財源(その他) 学校給食費保護者等負担金

目的	学校給食費を公会計化(市が保護者等から直接徴収)し、小中学校の給食費等の徴収事務における教職員の負担軽減、学校給食費会計の適正化、食材調達の安定化を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度当初予算にて、食材調達業務委託費について債務負担行為を設定した。</li> <li>令和3年2月議会において「浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」を制定し、同年5月に給食費の額を定める規則を制定した。</li> <li>食材調達業務委託費と食材費の執行は関連性が強いことから、両者を一体とした包括的な契約とすることが望ましい。</li> </ul>
事業内容	<p>1 学校給食食材調達業務委託費の債務負担行為限度額の変更</p> <p>変更前 86,323千円 (R4: 86,323千円)</p> <p>変更額 3,577,987千円 (R4: 3,577,987千円)</p> <p>変更後 3,664,310千円 (R4: 3,664,310千円)</p> <p>2 学校給食費保護者等負担金の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校給食費保護者等負担金 2,189,521千円</li> <li>中学校給食費保護者等負担金 1,363,118千円</li> <li>幼稚園給食費保護者等負担金 22,762千円</li> <li>その他給食費負担金 2,586千円</li> </ul>

(参考)

浜松市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則で定める  
学校給食費の額

区 分	学校給食費の額 (1人1日につき)
幼児及び幼児と同様の学校給食の提供を受ける者	275円
児童及び児童と同様の学校給食の提供を受ける者	299円
生徒及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	364円

